



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
令和8年
7月15日

VOL.
147

【特集】

◆（一社）岐阜県産業環境保全協会

第15回定時総会

（一社）岐阜県産業環境保全協会

【行政ニュース】

◆『低濃度PCB廃棄物の処理期限は今年度末です！』

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

◆『申請手数料の納付方法の変更について』

岐阜市環境部産業廃棄物指導課

【労働安全衛生】

◆『岐阜県内の労働災害発生状況と労働災害防止について』

岐阜労働局労働基準部健康安全課



「Wonderful Woods EXPO～まちの未来を描こう～」【中津川市】

将来都市像に込めた思いや、リニア開業後のまちの姿などについてゲストの皆さんと語り合うトークセッションや、「未来の中津川市への願い」を「みらいの木」に飾りつけるワークショップなど、未来のまちづくりを考えるイベントを開催しました。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 水銀含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

土 壌

- 建設発生土
- 農用地土壌
- 底質

肥 料

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

悪 臭

- 特定悪臭物質
- 臭気指数（濃度）

放射線量

- 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | |
|---------|-----|------|-----------------------|-------|-----|--------|
| (処 分 業) | 燃え殻 | 汚泥 | 廃プラスチック類 | 金属くず | 木くず | 動植物性残さ |
| | 紙くず | 繊維くず | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ゴムくず |
| | 鋳さい | がれき類 | 廃油（タールピッチ） | ばいじん | | 13号廃棄物 |
| (収集運搬業) | 燃え殻 | 汚泥 | 廃プラスチック類 | 金属くず | 木くず | 動植物性残さ |
| | 紙くず | 繊維くず | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ゴムくず |
| | 鋳さい | がれき類 | ばいじん | 廃アルカリ | 廃油 | 廃酸 |
| | | | | | | 13号廃棄物 |

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | |
|---------|----------|--------|----------|-----------|
| (処 分 業) | 特定有害廃石綿等 | | | |
| (収集運搬業) | 特定有害廃石綿等 | 引火性廃油 | 腐食性廃酸 | 腐食性廃アルカリ |
| | 感染性産業廃棄物 | 特定有害廃油 | 特定有害廃酸 | 特定有害廃アルカリ |
| | 特定有害燃え殻 | 特定有害汚泥 | 特定有害ばいじん | |

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



エコアクション21
登録番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

特集	(一社)岐阜県産業環境保全協会第15回定時総会…………… 2
	・ 協会の新執行体制…………… 7
	・ 各委員会の委員名簿…………… 8
あいさつ	就任あいさつ 岐阜県環境エネルギー生活部長 田口 博史… 9
行政ニュース	「低濃度P C B廃棄物の処理期限は今年度末です！」 岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課… 10
	「申請手数料の納付方法の変更について」 岐阜市環境部産業廃棄物指導課… 13
地域だより	～岐阜県・現地機関ニュース～ 「岐阜県に生息するツキノワグマについて」 岐阜県中濃県事務所環境課… 14
シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「廃棄物を適正処理し、美しい環境を未来へつなぐまち づくり」 中津川市長 小栗 仁志… 16
労働安全衛生	「岐阜県内の労働災害発生状況と労働災害防止について」 岐阜労働局労働基準部健康安全課… 17
協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉 理事会の開催…………… 23 委員会の活動…………… 23 〈(公社)全国産業資源循環連合会〉 令和7年度第2回最終処分部会運営委員会…………… 23 第16回定時総会…………… 23 (公社)全国産業資源循環連合会会長表彰…………… 23 〈中部地域協議会〉 令和8年度第1回専務理事会議…………… 24 令和8年度第1回会長会議…………… 24 〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉…………… 24 〈会員数の状況〉…………… 24 〈青年部会の動向～未来人～〉…………… 25 〈女性部会の動向～れんげ～〉…………… 26
お知らせ	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況…………… 28 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について…………… 29 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書…………… 30 保全協Newsについて…………… 31 事務局からのお願い…………… 31
編集後記	中村 好江…………… 32

表紙写真 「WONDERFUL WOODs EXPO～まちの未来を描こう～」… フォト 中津川市提供

第15回定時総会を開催

第15回定時総会は、令和8年6月16日(火)に岐阜市内の「都ホテル岐阜長良川」において開催されました。

総会に先立ち、知事表彰の授与式が行われました。

続いて総会が開催され、最初に優良事業所、優良従事者及び創意工夫功勞の表彰を行った後、議事では、令和7年度事業報告、決算報告及び公益目的支出計画実施報告議案、役員の改選案が審議され承認されました。

会長あいさつ

第15回定時総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、定時総会のご案内をいたしましたところ、会員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、感謝申し上げます。

本日の定時総会には、公務ご多用の中、棚橋衆議院議員様、渡辺参議院議員様、江崎岐阜県知事様、長屋岐阜県議会副議長様をはじめ、岐阜県、岐阜市で産業廃棄物行政に関わる皆様に、ご臨席をいただいております。

ご臨席を賜りましたこと、光栄に存じますとともに、日頃より、協会の活動にお力添え

を賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

また、総会前に岐阜県知事表彰を受賞されました江崎様、心からお喜び申し上げますとともに、ますますのご健勝と、今回の受賞を契機に、当協会のさらなる発展のために、一層のご精励あらんことを、ご祈念申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、中東情勢の不安定化、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、日中関係の悪化などに端を発する、LNG・原油価格の高止まり、重要鉱物の供給リスクなど、エネルギーと資源をめぐる地政学リスクが高まっています。

国内においては、とりわけ、石油化学産業の基礎原料であるナフサの供給逼迫と価格高騰として顕在化しつつあり、プラスチックや包装資材などの製造業にとどまらず、小売業、サービス業にも大きな影響を及ぼしています。

さらに、市町村指定のごみ袋の不足問題に象徴されるよう、局所的には、市民生活にまで影響が及んでいます。



会長挨拶

こうした状況を鑑みますと、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行は、環境政策にとどまらず、日本の産業競争力と経済安全保障を支えるうえで、避けては通れない課題となってきたと感じるところです。

国は、プラスチック資源、重要鉱物や金属資源の再生利用、国内リサイクル拠点の整備、国際資源循環ネットワークの構築、再資源化事業の高度化の推進、サプライチェーンの強靱化など、循環経済を国家戦略として位置付け、資源安全保障を重視した政策を加速させています。

このように、産業廃棄物を取り巻く環境が日々大きく変化している中、当協会は、法改正への迅速な情報提供、研修・講習会の充実、災害廃棄物対応の強化、会員間ネットワークの活性化、行政との連携強化など、多方面にわたり、積極的に事業を進めてまいります。

一方、近年の国際情勢の不安定化やエネルギー価格の高騰により、一部の会員の方からは、資材の不足、燃料価格の高騰、処理コストの上昇といった切実な声が寄せられております。

当協会としましては、全国産業資源循環連合会を通じ、会員の皆様の声を国に届け、必要な制度改善、支援等につなげてまいりますので、今後とも、会員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会では、議案4件のご審議に加え、優良事業所4社、優良従事者4名、創意工夫功労者1名の方々の表彰を行います。

受賞されます方々には、心よりお祝い申し上げますとともに、さらなるご活躍を期待しております。

結びにあたり、本日、提案しております各議案の審議が円滑に進みますよう、会員の皆様のご協力をお願いいたしますとともに、ご臨席の皆様のご健勝とご繁栄を祈念申し上げます、開会の挨拶といたします。

優良事業所・優良従事者等の表彰

会長挨拶に続いて、令和8年度会長表彰[優良事業所・優良従事者・創意工夫功労]の表彰式が行われ、受賞事業所及び被表彰者に、大坪会長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所及び従事者の方は、次のとおりです。

[敬称略]

○優良事業所

- ・株式会社 油研
- ・高山清掃事業 株式会社
- ・ケイナククリーン 株式会社
- ・株式会社 鈴木商事

○優良従事者

- ・寺濱 喬 丸石 株式会社
営業部 課長
- ・田代日出男 西濃建設 株式会社
アスコンター事業本部合材課
設備課長補佐
- ・二山 真二 株式会社 吉城コンポ
工場長
- ・加藤 伸雄 株式会社 粥川商店
処理場 場長

○創意工夫功労

- ・杉原 徹 株式会社 大雅
製造部リーダー



受賞者の皆様

来賓祝辞

会長表彰に続いて来賓の江崎禎英岐阜県知事並びに松岡正人岐阜県議会議員長(長屋光征岐阜県議会副議長代読)から祝辞をいただきました。

また、衆議院議員棚橋泰文様、参議院議員渡辺猛之様、岐阜市長柴橋正直様からの祝電やお祝いメッセージを披露しました。



長屋岐阜県議会副議長



江崎岐阜県知事

議 事

表彰式後、議事に移り、岐阜代用燃料(株)代表取締役石田謙治氏を議長に選出し、下記の議案が審議され、全て原案どおり可決承認されました。

第1号議案 令和7年度事業報告について

第2号議案 令和7年度決算について

第3号議案 公益目的支出計画実施報告について

第4号議案 役員の改選について(任期満了)

*第1号、第2号、第3号議案は関連事項のため各々一括審議

なお、総会終了後には、岐阜県議会副議長長屋光征様をはじめ、静岡県産業廃棄物協会、愛知県産業資源循環協会、三重県産業廃棄物協会の役員の皆様を来賓に迎え、懇親会が開催され会員の皆様の交流が行われました。



総会の様子



石田議長

知事表彰

令和8年度廃棄物処理関係業務功労者に対する知事表彰の授与式が総会の開催に先立ち、田口博史環境エネルギー生活部長より行われました。

○知事表彰受賞者

江崎 雅教氏 株式会社 大雅
代表取締役



江崎氏への知事表彰授与

記念品贈呈

知事表彰を受賞された 江崎 雅教氏に当協会からの記念品が大坪会長から贈呈されました。

臨時理事会の開催

令和8年度の臨時理事会が、令和8年6月16日(火)に、都ホテル岐阜長良川(輝の間)で開催されました。

この理事会では、下記の議案が審議され、いずれも提案のとおり可決承認されました。

- 第1号議案 会長の選定について
 - 第2号議案 副会長及び専務理事の選定について
 - 第3号議案 会長職務代行を行う副会長の順位について
 - 第4号議案 顧問及び相談役の委嘱について
 - 第5号議案 委員会構成について
- * 第2号、第3号議案は関連事項のため一括審議

〔会長等の選定〕

会 長 大坪 敬明 理事
副会長 石原 幸喜 理事
副会長 木村 順一 理事
副会長 丹羽 武 理事
専務理事 安藤 英樹 理事

〔会長職務代行を行う副会長の順位〕

第1順位 丹羽 武 副会長
第2順位 木村 順一 副会長
第3順位 石原 幸喜 副会長

〔顧問〕

森朴 繁樹 氏

〔相談役〕

粥川 長司 氏
鈴村 兼利 氏



臨時理事会



新役員紹介

(一社)岐阜県産業環境保全協会の新執行体制

令和8年7月15日現在

役職名	氏 名	種別	会 社 名 等	備考
会 長	大 坪 敬 明	正	(株)フィルテック 代表取締役	
副 会 長	丹 羽 武	正	(有)丹羽建材 代表取締役	順位1
	木 村 順 一	正	(株)研木村 代表取締役	順位2
	石 原 幸 喜	正	丸石(株) 代表取締役社長	順位3
専務理事	安 藤 英 樹	特	(一社)岐阜県産業環境保全協会	新任
理 事	石 田 謙 治	正	岐阜代用燃料(株) 代表取締役	
	江 崎 雅 教	正	(株)大雅 代表取締役	
	北 川 仁 司	正	(株)カンチ 代表取締役	
	國 本 吉 男	正	(株)國本起業 代表取締役	
	瀨 瀨 和 人	正	(株)瀨瀨 代表取締役	新任
	小 塚 将 樹	正	小塚メタル(株) 代表取締役	新任
	後 藤 和 恵	正	女性部会部会長／(株)誠和 代表取締役	
	下 吉 博 之	正	大王製紙(株)可児工場 工場長	新任
	杉 下 武 夫	正	(有)丸武産業 会長	
	丁 大 介	正	青年部会部会長／(株)マテリアル東海 代表取締役専務	新任
	濱 岡 直 彦	正	(株)大地 会長	
	伏 見 典 郎	正	丸硝(株) 取締役兼総務部長	
	松 野 守 男	賛	(株)松野組／(一社)岐阜県建設業協会 協議員	
	森 本 禎 人	正	蒲田川工業(株) 代表取締役	
	山 田 輝 幸	正	(株)山田林業 代表取締役会長	
	和 田 浩 治	正	住友大阪セメント(株)岐阜工場 工場長	新任
監 事	鷺 崎 哲 也	賛	岐阜県環境推進協会 事務局長	新任
	松 原 史 尚	賛	岐阜県鋳物工業協同組合 副理事長兼安全環境委員長	新任

役員構成 理事21名、監事2名 計23名（内訳 正会員 19名、賛助会員 3名、特別会員 1名）

各委員会の委員名簿(令和8年6月から令和10年6月)

(委員長、副委員長は、次回開催の各委員会で互選されます。)

区分	氏 名	会員種別	役職名	所 属	備考
総務委員会 8名	北 川 仁 司	正 会 員	理 事	(株)カンチ	
	國 本 吉 男	正 会 員	理 事	(株)國本起業	
	後 藤 和 恵	正 会 員	理 事	女性部会部会長／(株)誠和	
	下 吉 博 之	正 会 員	理 事	大王製紙(株)可児工場	新任
	丁 大 介	正 会 員	理 事	青年部会部会長／(株)マテリアル東海	新任(組織強化)
	伏 見 典 郎	正 会 員	理 事	丸硝(株)	新任(広報編集)
	松 野 守 男	賛助会員	理 事	(株)松野組／(一社)岐阜県建設業協会	新任(組織強化)
	和 田 浩 治	正 会 員	理 事	住友大阪セメント(株)岐阜工場	新任
研修指導委員会 8名	伊 藤 博 人	正 会 員		青年部会副部会長／(株)藤谷	新任(総務)
	江 崎 雅 教	正 会 員	理 事	(株)大雅	
	瀬 瀬 和 人	正 会 員	理 事	(株)瀬瀬	新任
	玉 田 稲 子	正 会 員		女性部会副部会長／玉田建設(株)	
	遠 山 升 貴	正 会 員		(株)トオヤマ	
	橋 本 和 彦	正 会 員		(株)橋本	
	林 和 幸	正 会 員		(株)美濃環境保全社	新任(総務)
	山 田 輝 幸	正 会 員	理 事	(株)山田林業	
広報編集委員会 8名	石 田 謙 治	正 会 員	理 事	岐阜代用燃料(株)	
	杉 下 武 夫	正 会 員	理 事	(有)丸武産業	
	中 尾 正 邦	正 会 員		(株)ワイエス・コーポレーション	新任
	中 村 好 江	正 会 員		女性部会監事／(有)ナカタツ環境	
	長谷川 光 彦	正 会 員		日本リファイン(株)	
	濱 岡 直 彦	正 会 員	理 事	(株)大地	
	早 川 卓 馬	正 会 員		青年部会統括幹事／(株)研木村	新任(研修指導)
	宮 崎 進	正 会 員		東海エコシステム(株)	
組織強化委員会 7名	江 崎 かえで	正 会 員		女性部会監事／(株)大雅	
	草 野 哲 郎	正 会 員		(株)マルダイ	
	小 塚 将 樹	正 会 員	理 事	小塚メタル(株)	新任
	酒 井 良 郎	正 会 員		(株)マルエス産業	
	船 坂 広 幸	正 会 員		(有)オレンジサービス	
	松 並 壱 成	正 会 員		青年部会副部会長／松保建設(有)	新任(広報編集)
	森 本 禎 人	正 会 員	理 事	蒲田川工業(株)	新任(総務)

参考 理事：16人 その他：15人 ／ 正会員：30人 賛助会員：1人
会長、副会長、専務理事及び監事は、特定の委員会には所属しない

就任ご挨拶

岐阜県環境エネルギー生活部長 田 口 博 史

本年4月の異動により、岐阜県環境エネルギー生活部長に就任した田口でございます。貴協会報をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、平素から環境行政、とりわけ産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、令和3年3月に「第3次岐阜県廃棄物処理計画(計画期間：令和3年度～令和12年度)」を策定し、「資源循環型社会の形成」を基本方針として、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱にするとともに、「プラスチックごみ削減の推進」「食品廃棄物削減の推進」「各主体との連携強化」を重点分野に位置付けて取組を推進してまいりました。

一方、国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」を国家戦略として位置付けるなど、廃棄物行政を取り巻く環境が変化してきていることから、これらの社会情勢の変化等に対応するため、令和8年3月に「第3次岐阜県廃棄物処理計画」の中間見直しを行いました。

見直しを踏まえた今後の計画では、これまでの施策の3本柱及び重点分野の取組を引き続き推進することとし、これに加え、新たに「若年層に向けたプラスチック資源循環」「循環経済に向けた取組」「リチウムイオン電池の適正処理」についても推進していくこととしています。

廃棄物の処理事業は、県民の生活を維持するために必要不可欠なサービスの一つであるとともに、その適正処理やリサイクルの推進を通じて、地域の生活環境の保全、公衆衛生の向上や資源の有効利用に寄与するものです。

より良い環境を維持、創造し、次世代に引き継いでいくため、貴協会並びに会員の皆様のご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

会員や取引先の皆さまへ

低濃度P C B廃棄物の処理期限は今年度末です！

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

低濃度のポリ塩化ビフェニル(以下「P C B」という。)廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「P C B特措法」という。)に基づき、令和9年3月末までに処分しなければならないこととされています。

そのため、県では、P C B廃棄物の掘り起こし調査を実施するとともに、保管事業者に対して、処分期限までに処理を行うよう指導を行ってきたところです。

低濃度P C B廃棄物を保管している事業者におかれては、令和9年3月末までに処分が完了するよう、処理の委託等ご対応をお願いします。

1 低濃度P C B廃棄物等について

(1)低濃度P C B廃棄物の計画的な処理について

低濃度P C B廃棄物は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からP C B廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業の許可を得た許可業者により処分が行われているところです。

低濃度P C B廃棄物の処分期限である令和9年3月末が近づくにつれて、処理施設での処理のひっ迫等が考えられますので、現に低濃度P C B廃棄物を保管している場合には、計画的な処理の委託をお願いします。

(2)低濃度P C B廃棄物の処理等に係る助成制度について

低濃度P C B廃棄物の処分期限までの適正処理の加速化等を図るため、以下の助成制度がありますので適宜ご活用いただき、処分期限までに処理を実施いただきますようお願いします。

なお、いずれの助成制度も申請期限が令和8年度中となっていることに加え、予算の都合上、早期に受付が終了することとも考えられることから、助成制度を活用して低濃度P C B廃棄物を処理する場合にはお早めにご対応をお願いします。

ア 中小企業(個人事業主を含む)の低濃度P C B廃棄物の適正処理に係る助成金制度

低濃度P C Bに汚染されているおそれのある電気機器(高濃度P C B及び安定器を除く。)に使用されている絶縁油が低濃度P C Bであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析に要する経費並びに処理に係る収集・運搬、漏えい防止措置及び処分に要する経費について、その一部を助成する制度です。

【申請書受付期間】 令和 9 年 3 月31日まで

ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止。

○詳しくは、以下の問い合わせ先に個別にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度 P C B 助成金コールセンター

TEL：0120-427-442

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時(祝日年末年始を除く。)

Mail：joseikin@sanpainet.or.jp

イ P C B に汚染された変圧器の高効率化のための補助金制度

使用中の変圧器について、低濃度 P C B に汚染された可能性のある変圧器の P C B 分析調査及び低濃度 P C B に汚染された変圧器の高効率変圧器への交換(リースによる導入も対象)に要する費用の一部を補助する制度です。

【公募期間】 令和 8 年12月18日 15：00まで

○詳しくは以下の問い合わせ先に、個別にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 変圧器補助金事務局

TEL：03-4355-0161

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時(祝日年末年始を除く。)

Mail：trans-info@sanpainet.or.jp

URL：https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r 8 /

2 高濃度 P C B 廃棄物について

令和 8 年 3 月末をもって、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による P C B 処理事業が終了したことから、今後、新たに高濃度 P C B 廃棄物を発見した場合は、速やかに保管場所を管轄する県事務所環境課等(岐阜市においては、岐阜市産業廃棄物指導課)までご連絡いただくとともに、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないよう適切に保管してください。

○P C B 廃棄物に関する問い合わせ先

P C B 廃棄物の届出・問合せ先	電話番号	管轄となる市町村名
岐阜地域環境事務所 〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 第 2 棟 3 階	058-272-1921	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所 環境課 〒503-0838 大垣市江崎町422- 3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町

揖斐県事務所 環境課 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎内	0585-23-1111	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所 環境課 〒505-8508 美濃加茂市古井下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所 環境課 〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所 環境課 〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 環境課 〒509-7203 恵那市長島正家後田1067-71 恵那総合庁舎内	0573-26-1111	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 環境課 〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

※岐阜市分については岐阜市役所環境部産業廃棄物指導課へお問い合わせください。
〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 TEL：058-265-4141

3 PCB特措法の改正について

低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の管理や当該製品が廃棄物となる場合の処分に係る規制等の措置を講ずる必要があることから、PCB特措法の改正法案が第221回国会に提出され、6月12日に可決成立しました。改正法案の概要は以下のとおりです。

【改正法案の概要】

(1) 低濃度PCB使用製品の届出・管理等(新設)

- ・低濃度PCB使用製品の所有及び使用の状況、使用の終了の見込み等についての都道府県知事への届出を義務化
- ・低濃度PCB使用製品の所有事業者は、当該製品を政令で定める基準に従い管理することを義務化

(2) 高濃度PCB廃棄物・低濃度PCB廃棄物の届出・処分等(改正)

- ・届出をした低濃度PCB使用製品の使用終了時又は保管する廃棄物がPCB廃棄物であることが判明した際に、PCB廃棄物の保管の状況、保管の場所等の都道府県知事への届出を義務化
- ・届出をした低濃度PCB使用製品の使用を終了した日又は保管する廃棄物がPCB廃棄物であると判明した日から一定期間内の処分を義務化

(3) その他

- ・目的規定、定義規定の一部改正
- ・低濃度PCB使用製品の届出義務違反等を罰則の対象に追加

申請手数料の納付方法の変更について

岐阜市環境部産業廃棄物指導課

現在、産業廃棄物処理業許可等の申請手数料は、岐阜市収入証紙（以下、「証紙」という。）により納付いただいているところですが、令和 8 年 9 月末日で証紙の販売が終了します。それに伴い、申請手数料の納付方法が変更となりますので、お知らせします。

1 証紙廃止のスケジュール

(1) 証紙の販売 令和 8 年 9 月 30 日まで

(2) 証紙の利用 令和 9 年 3 月 31 日まで

・購入済みの証紙による申請手数料の納付は令和 9 年 3 月 31 日までとされています。

(3) 証紙の払戻し（還付） 令和 13 年 3 月 31 日まで

・収入証紙の廃止に伴い、使う予定のない収入証紙をお持ちの方に対し、払戻し（還付）をいたします。詳細は岐阜市ホームページをご参照ください。

2 証紙販売終了後の申請手数料の納付方法について

(1) 金融機関窓口での納付

・納入通知書を発行しますので、金融機関にて納付してください。

(2) オンラインによる納付

・オンラインによる手数料納付について、現在調整を行っています。詳細が決まりましたら、岐阜市ホームページに掲載するとともに、岐阜市の許可業者へは別途、案内をお送りします。

【関連ウェブサイト】

岐阜市公式ホームページ「岐阜市収入証紙」

<https://www.city.gifu.lg.jp/info/kaikei/1001779.html>



岐阜県に生息するツキノワグマについて

岐阜県中濃県事務所環境課

近年、ツキノワグマによる人身被害や出没情報が全国各地で相次いで報告されており、 심각한警戒が呼びかけられています。岐阜県内においては、令和8年4月及び5月に人身被害は確認されていないものの、令和8年4月の出没情報は51件と、前年同月の31件から大幅に増加しています。

また、中濃県事務所管内では、例年は郡上市などの山間部に出没情報が集中していましたが、令和8年4月以降は関市の人家が比較的多い地域で相次いで目撃されています。このように出没傾向に変化が見られており、今後一層の注意が必要な状況です。

そこで、今回はツキノワグマの生態、県内の生息状況、被害防止対策についてご紹介します。

■生態

ツキノワグマは、本州及び四国に生息しており、岐阜県に生息する成獣は、人間とほぼ同じくらいの大きさです。全身黒色で、胸元に白い月の輪型の模様があるのが特徴です。

植物食中心の雑食性で、木の実や山菜、昆虫のほか、機会があれば他の動物も食べます。秋には冬眠に向けて、ドングリなどの堅果類を多く摂取します。

基本的には警戒心が強く用心深い性格ですが、特に若いクマは好奇心が強く目撃されやすい傾向にあります。また、初夏と秋には行動圏が拡大するため、出没リスクがさらに高まります。

■県内の生息状況

岐阜県内では、山間部を中心にほぼ全域で生息が確認されています。特に、飛騨地域(高山市、飛騨市、白川村)での目撃が多い傾向にありますが、近年は分布範囲が拡大しているとみられ、その他の地域でも多数の目撃情報があります。

県内の推定生息数は3,708頭(2022年時点)であり、その数は増加傾向にあると考えられています。



平成19年度～令和6年度までにツキノワグマの出没が確認された市町村

■被害防止対策

クマによる被害を防ぐためには、「出会わないための対策」「寄せ付けないための対策」「遭遇時の対応」の3点が重要です。

1 野山でクマと出会わないために

- ・ 出没情報を確認：野山に入る際には「岐阜県クママップ」で出没情報を確認する
- ・ 2人以上で行動を：山菜採りや釣りなどで野山に入るときは2人以上で行動する
- ・ 音で知らせる：鈴やラジオなどでクマに人の存在を知らせる
- ・ 早朝や夕方には注意：里山周辺の外出はクマの活動が活発な早朝や夕方を避ける

2 クマを寄せ付けないために

- ・ 見通しを良くする：クマの侵入経路になるヤブの刈払いを行う
- ・ 誘引物を除去する：生ごみを屋外に放置しない
柿や栗などを残さず収穫する



3 クマに遭遇した場合の対応

- ・ クマが気付いていない場合：速やかにその場から離れる
- ・ クマが気付いた場合：背中を見せずに、静かにゆっくりと後退する
- ・ 攻撃を受けそうになった場合：地面に伏せて、腕や荷物などで首や後頭部を守る

県内で寄せられたクマの目撃情報は、県域統合型GISぎふ「岐阜県クママップ」として公表され、県民の安全確保やクマの生息管理に役立てられています。

地域の安心・安全を守るため、クマを目撃された場合には、各市町村への情報提供にご協力いただきますようお願いいたします。

また、岐阜県内の野山にはどこにでもクマが生息していることを念頭に、クマの被害に遭わないよう十分に注意を払っていただきますようお願いいたします。

【県域統合型GISぎふ】 <https://gis-gifu.jp/gifu/Portal>

上記サイトにアクセス ▶ 掲載マップ一覧から「安全・防犯」 ▶ クママップを選択

携帯・スマホの方は、こちら ▶



わがまちの環境保全と対策

「廃棄物を適正処理し、美しい環境を未来へつなぐまちづくり」

中津川市長 小 栗 仁 志

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全や産業の健全な発展及び資源の有効活用に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

中津川市は木曽川上流域に広がる中山間地域で、豊かな森林と清流に育まれた自然あふれる風光明媚なまちです。古くは中山道の宿場町(馬籠宿、落合宿、中津川宿)として、街道文化が育まれ発展してまいりました。現在はリニア中央新幹線岐阜県駅と中部総合車両基地の設置により、新たな時代の交通の要衝としての役割に期待が寄せられています。

近年、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨など、気候変動による災害が頻発、激甚化し、生活環境や生命、財産、さらには生態系に深刻な影響を及ぼすなど、環境を取り巻く状況が大きく変化しています。このため、本市では良好な環境の保全と創出に向けた環境分野における最上位計画として、「第四次中津川市環境基本計画」を令和7年度に策定いたしました。計画では、豊かな自然を守り育て人と自然が調和する「自然共生」、地域資源の循環で地域経済を活性化する「循環経済」、脱炭素と地域課題の同時解決で2050年のゼロカーボンを目指す「脱炭素」、リニア開業による新たなまちづくりと環境保全を両立する「リニア共生」、市民や事業者、行政が一体となりみんなで未来を創る社会を構築する「協働」を5つの柱とし、総合的かつ効果的な取り組みを進めてまいります。

また、令和9年度から始まる新たな「中津川市総合計画」では、これまで大切にしてきた豊かな自然や文化の中で、幸福に暮らすことができるまちを守るとともに、新しい技術や人の流れの中で、中津川市ならではの魅力が生まれ、未来に希望があふれるまちをつくることを目指し、将来都市像を「WONDERFUL WOODs(ワンダフル ウッズ)～ワクワクする森 なかつがわ～」としました。豊かな自然の中で、市民ひとりひとりの「笑顔」と「ワクワク」があふれるまちづくりを進めてまいります。

貴協会の理念と取り組みは本市が進める施策と方向性を同じくするものであり、今後も廃棄物の適正処理等、環境行政に対しより一層のご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の発展と会員の皆様の益々のご活躍を心よりご祈念申し上げます。

岐阜県内の労働災害発生状況と労働災害防止について

岐阜労働局労働基準部健康安全課

1 令和7年の労働災害発生状況について

令和7年に岐阜県内で発生した労働災害(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。)について、死亡者数は前年に比べて10人減の6人となり、統計が残る昭和24年以降で過去最少となりました。業種別では、製造業3人、建設業2人、商業等1人となっています。また、事故の型別では、「墜落・転落」が3人で最も多く、「崩壊・倒壊」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」が各1人となっています。前年は死亡災害の約半数を交通事故が占めましたが、令和7年はゼロになりました。

休業4日以上の死傷者数は2,247人となり、前年に比べて45人(2.0%)減少しました。過去15年間の労働災害の推移は図1のとおりとなっています。

死傷者数は長期的に減少傾向を示していましたが、平成27年を境に増加傾向が続いています。

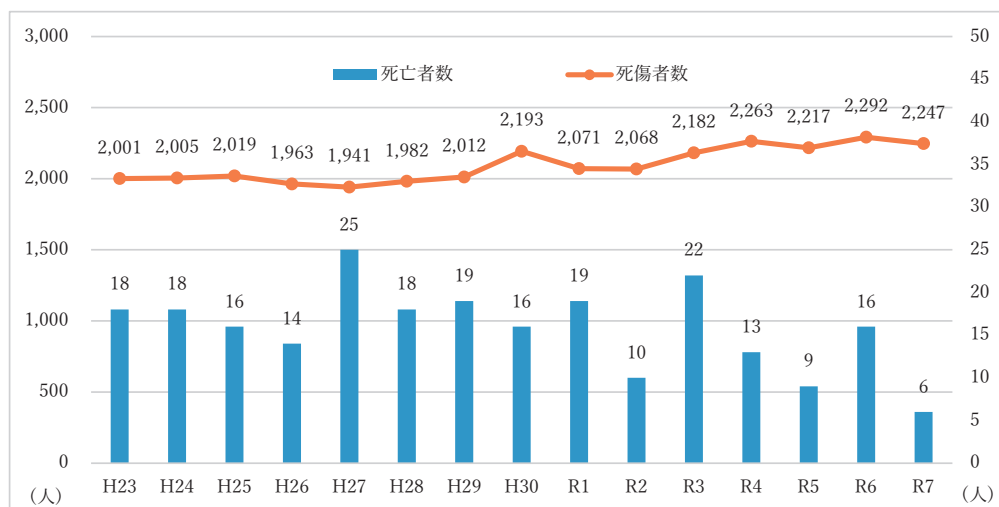


図1：過去15年間の労働災害の推移

過去10年間の業種別の労働災害の推移は図2のとおりです。多くの業種でほぼ横ばい、または増減を繰り返しているのに対し、小売業、社会福祉施設などの商業等では増加傾向が目立っています。

令和7年の事故の型別の労働災害発生状況は図3のとおりです。「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」の順で多く発生しています。

また、図4のとおり、近年は、第三次産業などを中心に、「転倒」などの労働者の作業行動に起因する労働災害が増加傾向にあります。

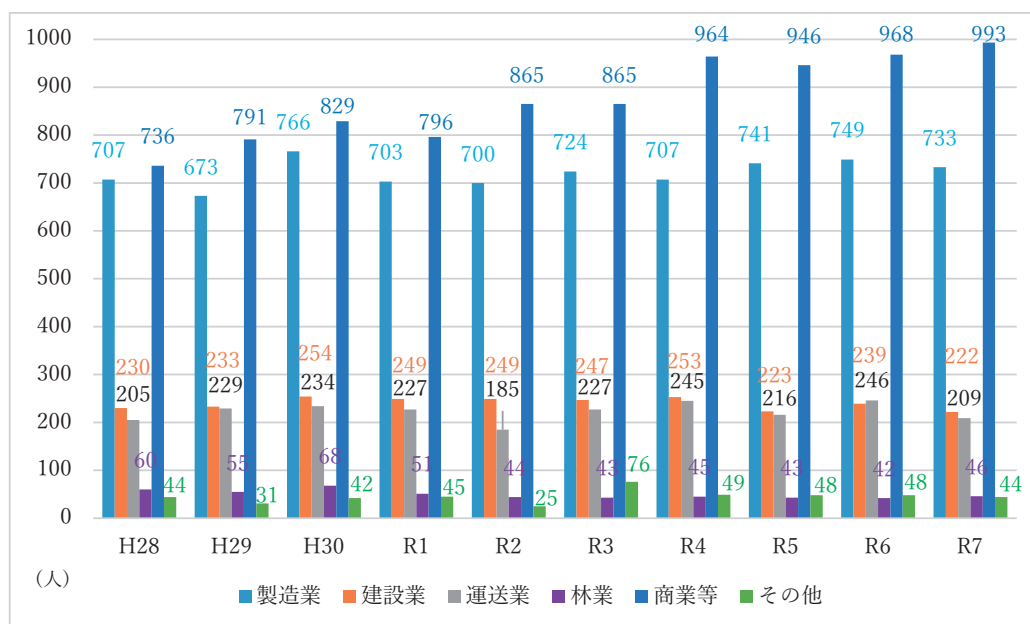


図 2：過去10年間の業種別労働災害の推移

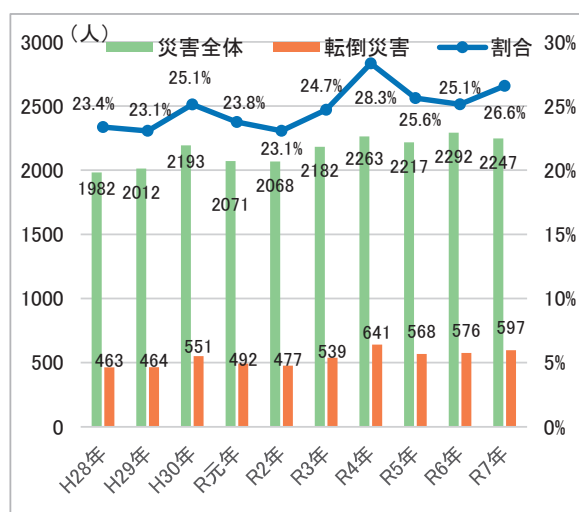
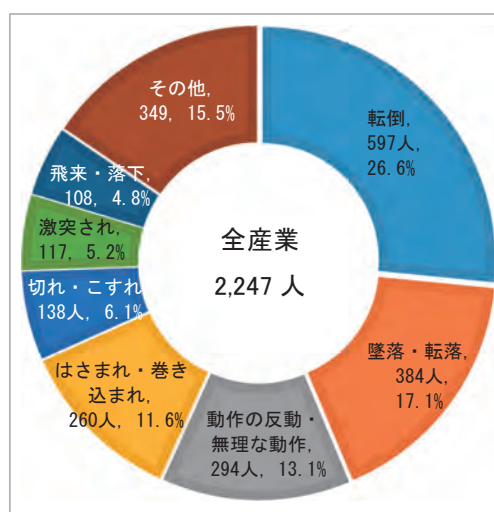


図 3：令和 7 年 事故の型別労働災害発生状況 図 4：過去10年間の転倒災害の推移

令和 7 年の年代別の労働災害発生状況は図 5 のとおりです。50代以上の労働者が全体の約 6 割を占め、60代以上の労働者が 3 割以上を占めています。全体に占める50歳以上の労働者の割合は、図 6 のとおり増加傾向にあり、令和 7 年の全死傷者数が10年前に比べて265人増加しているのに対し、50歳以上の死傷者数は350人以上増加しています。また、高年齢者は若年労働者に比べて休業日数が長くなるなど、災害の程度が重くなる傾向にあります。

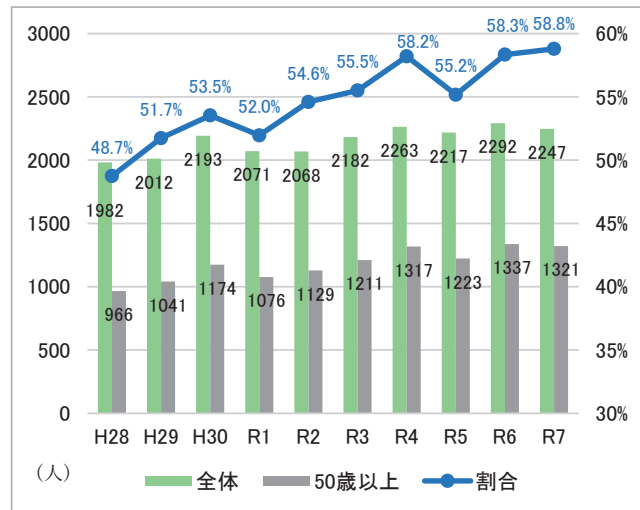
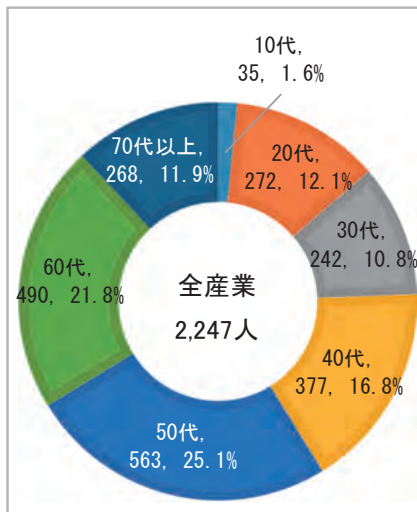


図5：令和7年 年代別労働災害発生状況 図6：過去10年間の50歳以上の労働者の災害の推移

2 高齢者の労働災害防止について

労働安全衛生法の改正により、令和8年4月1日から、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）が策定されました。

指針で示されている「事業者が講ずべき措置」のポイントは以下のとおりです。図6のとおり、近年、高齢者の労働災害が増加傾向にあります。少子高齢化に伴う人材の確保・定着が課題となる中、高齢者の方が働きやすい職場環境を整備することはますます重要になります。また、高齢者にとって働きやすい環境は、高齢者以外の労働者にとっての安全・安心にもつながります。指針に基づく積極的な取組の推進をお願いします。

(1) 安全衛生管理体制の確立等

① 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・経営トップが高齢者の労働災害防止に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化する。
- ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合う。

② 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高齢者の身体機能等の低下等による労働災害のリスクを洗い出し、対策の優先順位を決めた上で対策を行う。

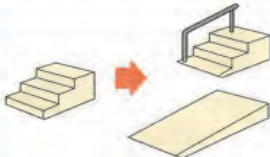
(2) 職場環境の改善

リスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入と高齢者の特性を考慮した作業管理を検討する。

高齢労働者の
安全衛生対策
について



身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 空調服の導入

(3) 高年齢者の健康や体力の状況の把握

法令で定める健康診断を確実に実施し、高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施する。

(4) 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえ、必要に応じて就業上の措置を講じる。

(5) 安全衛生教育

① 高年齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に実施する。
- ・高年齢者が経験の無い業務に従事する場合には丁寧な教育訓練を行う。

② 管理監督者等に対する教育

- ・高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行う。

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内

一定の要件を満たす中小企業事業者を対象に、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。補助金の申請受付期間は令和8年10月31日まで(専門家を活用したリスクアセスメントの実施申請は8月31日まで)です。

詳細については右のQRコードから、厚生労働省ホームページのリーフレット及びQ&Aをご確認ください。



3 熱中症対策について

(1) 熱中症による労働災害発生状況

令和7年の岐阜県内における業務上の熱中症による休業4日以上死傷者数は35人で、令和6年に比べて15人増加しました。図7のとおり、熱中症による死亡災害は令和元年以降発生していませんが、死傷者数は4年連続で増加しています。

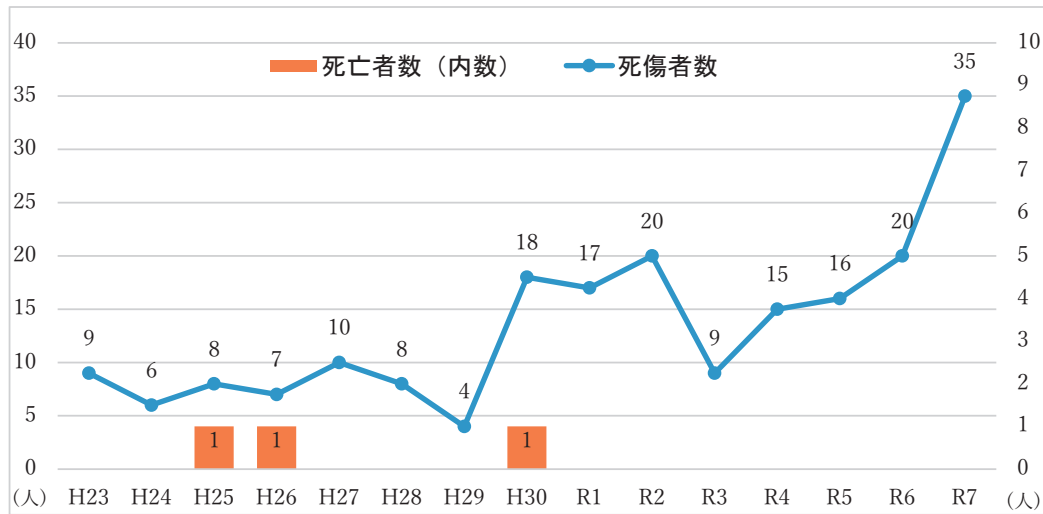


図7：過去15年間の熱中症による労働災害の推移

業種別では、図8のとおり製造業13人、建設業7人、運送業5人、警備業3人となり、これらの業種で全体の8割を占めました。発生月では、図9のとおり6月5人、7月13人、8月12人、9月5人と、7～8月で全体の約7割を占めました。

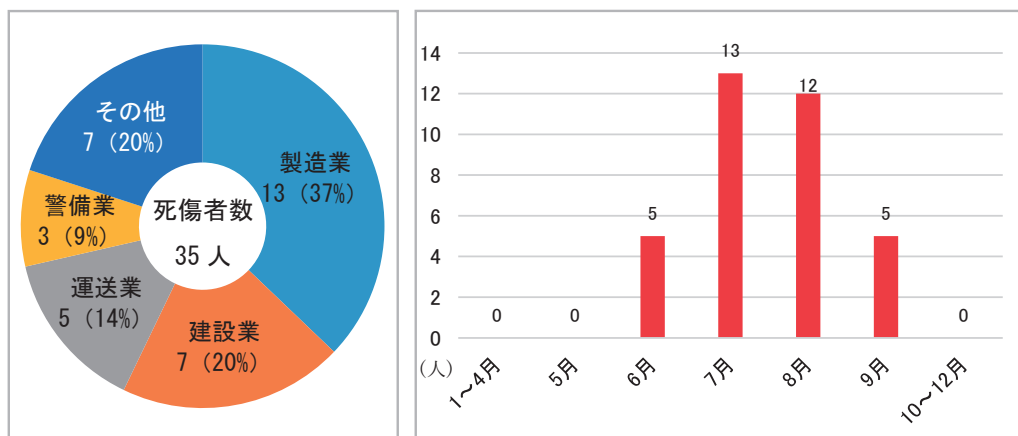


図8：令和7年 業種別の熱中症による労働災害発生状況

図9：令和7年 月別の熱中症による労働災害発生状況

(2) 熱中症の重篤化を防止するための措置について

職場における熱中症は、死亡災害に至る割合が他の災害の5倍～6倍であり、死亡災害において初期症状の放置、対応の遅れが指摘されています。

令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することにより熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務化されています。

1 「熱中症の自覚症状がある作業
者」や「熱中症のおそれがある作
業者を見つけた者」がその旨を報
告するための**体制整備及び関係
作業員への周知**
※報告を受けるだけでなく、職場巡
視やパディ制の採用、ウェアラ
ブルデバイス等の活用や双方向での
定期連絡などにより、熱中症の症
状がある作業員を積極的に把握す
るよう努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ
的確な判断が可能となるよう、
**① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及
び所在地等**
**② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症に
よる重篤化を防止するために必要な措置の実施手順
の作成及び関係作業員への周知**
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない
場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対
応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作
業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

(3) 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」について

令和8年3月に、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。
ガイドラインのポイントは以下のとおりです。暑さ指数(WBGT値)を把握し、熱中症リスク
の把握・評価を行い、リスクに応じた対策を選択して実施することにより、職場における熱
中症を防止しましょう。

① 体制整備、必要な設備の整備

- ・上記(2)に基づく体制整備、手順作成、関係者への周知等の実施、作業計画の策定
- ・WBGT指数計、休憩所等の整備、通気性の良い服やファン付き作業服等の準備等

② 熱中症リスクの把握・評価

- ・WBGT測定値に衣服による補正を行った上で、作業強度と暑熱順化
に応じた基準値と照らし合わせ、超過の度合いを評価する
- ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病を持つ方等に対し、
作業時間の短縮等を検討する

③ 熱中症リスクに応じた措置

- ・暑熱環境の改善(直射日光を遮る設備の設置、冷房やミストシャワー
の設置、散水等)
- ・休憩場所の整備(作業場所の近くに、体を冷やし、休むことができる休憩場所を整備)
- ・WBGT基準値の超過度合いに応じ、休憩回数の増加、休憩時間の延長、作業負荷の軽減、
作業時間の変更、作業の中止等を検討する
- ・通気性・透湿性の良い衣服の選択及び定期的な水分・塩分の摂取
- ・作業開始前・休憩時のプレクーリングの実施(手足の浸水、アイススラリーの
摂取等)
- ・計画的な暑熱順化の実施
- ・適切な健康管理(熱中症の発症に影響を与える疾病の把握と医師の意見に基づく措置、
体調不良者(風邪、発熱、下痢、二日酔い、朝食抜き、睡眠不足等)の確認)
- ・職場巡視による体調不良者の確認等、救急体制の整備(体調不良者を一人にしない)
- ・教育研修の実施(熱中症予防管理者向け、職長向け、作業従事者向け)

職場における
熱中症予防情報



〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

「第1回理事会」

令和8年度第1回理事会が、令和8年5月20日(水)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

(1)会議等報告

- ・(公社)全国産業資源循環連合会令和7年度第2回最終処分部会運営委員会(ハイブリッド開催)
- ・(公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和8年度第1回専務理事会議

(2)委員会報告

- ・広報編集委員会
活動報告について

(3)青年部会動向について

- ・令和7年度第12回役員会議(3月26日)開催結果
- ・第23回定時総会(4月10日)開催結果
- ・令和8年度第1回役員会議(4月23日)開催結果

(4)女性部会動向について

- ・令和7年度第5回、令和8年度第1回役員会議(3月26日、4月13日)開催結果
- ・第5回定時総会(4月13日)開催結果

続いて次の議案について審議が、行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 令和7年度事業報告について

第2号議案 令和7年度決算について

第3号議案 公益目的支出計画実施報告について

第4号議案 特別会員の承認について

第5号議案 次期改選に向けた役員の選任について

○広報編集委員会の活動

「ぎふ環境保全」第146号を4月に発行しました。

〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

○令和7年度第2回最終処分部会運営委員会

令和8年3月26日(木)ハイブリッド形式で開催され、「副部会長の選任」「PFAS」「免税軽油」について協議されました。

当協会からは、大坪会長が出席しました。

○第16回定時総会

令和8年6月19日(金)東京で開催され、「第1号議案令和7年度事業報告並びに令和7年度決算案承認の件、令和7年度監査報告」、「第2号議案任期満了に伴う役員改選の件」が可決承認されました。当協会からは、大坪会長と安藤専務理事が出席しました。

○(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰

第16回定時総会後に廃棄物処理功労者等に対する令和8年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰が行われました。当協会の会員からは、次の方々が受賞者されました。

○功労者表彰

石原 幸喜 様 丸石(株)

○地方功労者表彰

瀬瀬 和人 様 (株)瀬瀬

○地方優良事業所表彰

(株)誠和 様

モリタ(株) 様

(株)ワイエス・コーポレーション 様

○優良従事者表彰

岩田真由美 様 丸石(株)

酒向 一成 様 (株)山田林業

松下 博高 様 (株)フィルテック

会収支予算について」、「令和8年度(公社)全国産業資源循環連合会会長表彰について」、「令和8年度の全産連委員会委員及び部会委員の選出について」、「中部4県産業廃棄物不法処理防止協議会会議の構成について」等の協議が行われました。

当協会からは、渡邊専務理事と安藤専務理
待遇が出席しました。

○令和8年度第1回専務理事会議

令和8年4月27日(月)に開催され、東海市内の「明倫運輸(株)」の視察を行った後、愛知県産業資源循環協会 会議室で「令和7年度中部地域協議会事業報告書について」、「令和7年度中部地域協議会収支決算及び監査報告について」、「令和7年度中部地域協議会事業計画について」、「令和8年度中部地域協議

○令和8年度第1回会長会議

令和8年6月8日(月)に、名古屋市内のANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋で開催され、「全産連委員会委員・部会運営委員の推薦について」協議が行われました。当協会からは、大坪会長、安藤専務理事待遇が出席しました。

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認定年月日	許可区分
(有)ナカタツ環境	〒501-0614 岐阜県揖斐郡揖斐川町長良213番地の1	(0585)22-5981	令和8年2月3日 令和7年10月3日	岐阜県 ・産業廃棄物 収集運搬業 ・産業廃棄物 処分業

会員数の状況

正 会 員	2 8 5
賛 助 会 員	5 6
特 別 会 員	2
合 計	3 4 3

(令和8年7月1日現在)

〈青年部会の動向～未来人～〉

○岐阜県産業環境保全協会青年部会 第23回定時総会開催

令和8年4月10日(金)にホテルグランヴェール岐山にて、青年部会第23回定時総会を行いました。

20名が参加し、役員改選がありました。丁大介新会長が、目標として掲げたものは「ONESELF BASIC」、意味は文字通り「自らの基本」です。昨今の様々な経済情勢の変化に伴い、他地域青年部との交流、これからの社業のキッカケになる事業、個々のレベルアップ、そして仲間との団結力をさらに強化し、自分の基本を見つけ、発揮できるような青年部活動にしたい、という意味が込められています。そして岐阜県産業環境保全協会青年部会しかできない実利のある取り組みを今年度も行い、会員拡大ができるよう努力する所信の言葉があり、新体制にて益々楽しい活動を目指そうと団結できました。



集合写真



今総会にて卒業される先輩方

〔新役員紹介〕

〔敬称略〕

部会役職	氏 名	会 社 名
部 会 長	丁 大介	(株)マテリアル東海
副部会長	伊藤 博人	(株)藤谷
副部会長	松並 壱成	松保建設(有)
統括幹事	早川 卓馬	(株)斫木村
幹 事	金田 幹也	(株)金田商会
幹 事	大坪 直行	(株)あおやま
幹 事	清水 健史	中日本クリーナー(株)
幹 事	粥川 幸司	(株)粥川商店
幹 事	酒井 英至	(株)マルエス産業
幹 事	後藤 慎	振興金属商事(株)
監 事	安藤 竜也	サン・アール(株)
監 事	齊藤 和信	(株)齊藤商店
会 計	森田 将也	モリタ(株)
相 談 役	小塚 将樹	小塚メタル(株)

※役員任期：2028年度定時総会まで

○役員会を次のとおり開催しました。

令和8年度第1回役員会(4月23日開催)、第2回役員会(5月28日開催)を開催しました。

議題について

- ・7月開催(組織強化・啓発普及事業)について
- ・今後の青年部を知ってもらうためのSNS管理運営について

◎青年部会に加入しませんか_^)/\(^。

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局まで連絡ください。

(TEL058-272-9293)



GIFU_SKHK_SEINENBU

〈女性部会の動向～れんげ～〉



◎活動報告

令和 8 年度 第 5 回定時総会を開催

4 月 13 日に第 5 回定時総会を都ホテル岐阜長良川 かいらん亭で開催しました。
 会員数 12 名中出席者 10 名により、「2025 年度事業報告及び 2025 年度決算について」
 「2026 年度事業計画及び予算について」「役員改選について」の 3 議案がすべて承認
 されました。

[新役員紹介]

[敬称略]

部会役職	氏 名	会 社 名
部 会 長	後藤 和恵	(株)誠和
副部会長	玉田 稲子	玉田建設(株)
理 事	糸魚川 葵	(株)上野産業
監 事	江崎 かえで	(株)大雅
監 事	中村 好江	(有)ナカタツ環境
会 計	高島 美津子	(株)高島衛生

* 役員任期：2028 年度定時総会まで

令和 8 年度 第 1 回役員会を開催

令和 8 年 5 月 14 日、名古屋マリOTTアソシアホテルにて、女性部会令和 8 年度第 1
 回役員会を開催しました。当日は 6 名の役員が出席し、新会員の承認および中部地域
 協議会女性部会の今後の展望について協議を行いました。

まず、新会員承認について審議を行い、入会希望者の活動趣旨への理解や協会活動への
 参加意欲を確認した結果、新会員の入会が承認され、新たな仲間を迎えることで、女性部会
 のさらなる活性化が期待されます。また、中部地域協議会女性部会の今後の活動について
 意見交換を行いました。これまで実施してきた視察研修に加え、中部地域ならではの課題や
 各社の取り組みを共有し、会員一人ひとりが主体的に参加できる活動の必要性について活
 発な議論が交わされました。

さらに、各県・各社の女性部会員同士が交流を
 深め、相互に学び合える機会を増やしていくこ
 との重要性も確認されました。中部地域は日本
 の中心に位置することから、地域間の連携を強
 化することで、産業資源循環業界全体の発展や
 社会課題の解決にもつながる可能性について意
 見が交わされました。今後は会員の皆さまの声
 を取り入れながら、具体的な活動内容の検討を
 進め、より魅力的で参加しやすい女性部会づく
 りを目指してまいります。



女性の働き方について

— 女性の力を、未来を育む力へ —

近年、私たちの業界においても、女性の働き方や役割は大きく変化しています。

環境保全、産業廃棄物処理、解体工事という仕事は、地域の暮らしを守り、資源を循環させ、次の未来へつなげていく、かけがえのない役割を担っています。

その中で、女性の力はこれからの業界を前へ進める大きな力になると感じています。時代の変化を受け止め、柔軟に考え、人と人をつなぎ、新しい価値を生み出していく。その一步一步が、会社の未来をつくり、地域の未来を支え、次の世代が希望を持てる業界へとつながっていくと信じています。

女性の働き方を考えることは、女性だけの課題ではありません。家庭、子育て、介護など、さまざまな役割を担いながら働く方も多くいます。その経験や思いは、職場にやさしさや気づきをもたらすし、誰もが働き続けられる環境づくりにつながるものです。相談しやすい雰囲気、互いを認め合う風土、そして「お互いさま」と思える心は、企業を強く、あたたくしていく大切な基盤ではないでしょうか。

女性部会の活動は、同じ業界で働く女性同士がつながり、学び合い、励まし合える大切な場です。会社を越えて言葉を交わすことで、自社だけでは気づけなかった考え方に触れ、明日から一歩踏み出す力を得ることができます。そのつながりは、一人ひとりの成長にとどまらず、各企業の歩みを支え、業界全体の未来を育んでいく力になると感じています。

これからの時代に必要なのは、女性が自分らしさを大切にしながら、自信を持って前へ進むことです。学び、挑戦し、支え合い、誇りを持って働く姿は、次の世代の女性たちにとって大きな希望となります。

そして、「この業界で働いてみたい」と思ってもらえる未来を、私たち自身の姿でつくっていききたいと思います。

女性の力は、これからの業界を支える力であり、未来をあたたく切り拓いていく力です。女性部会として、会員同士のつながりを大切にしながら、誰もが誇りを持って働き、安心して力を発揮できる業界づくりに貢献してまいります。

岐阜県産業環境保全協会 女性部会
会長 後藤 和恵

女性部会に加入しませんか♪

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなどの情報交換、

交流ができる会であり、楽しく活動しております。

また、産廃業務の勉強会や異業種見学など学べる会も行っております。

当協会会員の方だけでなく、会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方（一社）岐阜県産業保全協会事務局（TEL058-272-9293）までご連絡ください。



＜電子マニフェストシステム（愛称：JWNET）の加入申込み＞ —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

① 申込み方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

（1）排出事業者

利用区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

（2）収集運搬業者

（3）処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能 + 2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

（公財）日本産業廃棄物
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

JWNETサポートセンター

▼電話サポート 対応時間

【平日 9:00～12:00、13:00～16:30】

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5807-5914までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和8年7月3日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,621
収集運搬業者	591
処分業者	191
合計	6,403

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。(日本郵便(株)「ゆうパック」にてお届けします。) (ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。)
送料 (下表参照)	購入者負担となります。(当協会の正会員・賛助会員は、送料無料)
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。 (初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただくことがございます。) 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。(振込手数料は購入者負担)
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。
協会窓口	現金と引換にて購入できます。来所日前日までに購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB https://www.gifu-hozen.jp 販売時間 9時～12時、13時～16時30分(土日祝を除く)

購入申込書は 協会WEB <https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html> ページ内からダウンロードすることが可能です。

送料

消費税込

地域	岐阜県内			東海(岐阜県除く)・関東・信越・近畿		
種類 数量	直行用	積替用	建設系	直行用	積替用	建設系
単票1箱	622円			668円		
単票2箱	622円	858円		668円	911円	
単票3～5箱	858円		1,101円	911円		1,139円
連続票1ケース	858円	1,101円		911円	1,139円	

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内
(一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293
FAX058-272-6764

FAX058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

☐ 発送 (翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)

土曜日に荷物の受取 可・否

☐ 協会窓口で現金購入 (予め購入申込書をFAXにて送信ください。)

来所年月日 年 月 日 時頃 (販売時間 9:00~12:00、13:00~16:30)

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 購入申込書

単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入

管理票 (マニフェスト) の種類		価格 消費税込	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,700円	箱
	連続票	13,500円	ケース
事務局使用欄		送 料	円
		合 計	円
		消費税(10%)	円

申 込 日	令和 年 月 日		
住 所	〒 —		
会 社 名	フリガナ		
代表者氏名		担当者氏名	
電 話 番 号		FAX番号	

事務局使用欄

払出番号	確認日
NO _____ ~ _____	NO _____ ~ _____

○保全協Newsについて

令和8年4月22日(第225号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について
- 2 医療法施行令等の一部を改正する政令の施行について
- 3 「廃棄物処理業における適正取引推進のためのガイドライン」の策定について

各種お知らせ(随時分)

会員の皆様にメール、FAX及び郵送によりお知らせした内容は次の項目です。

FAX送信

- ・廃棄物処理に必要な燃料油・石油製品の供給・調達状況に係る調査の実施について【正会員】
- ・令和8年度プラスチック資源循環に係る支援制度等の利用に関する調査について【正会員(中間処理・最終処分業者(廃プラスチック類))】
- ・最終処分場に係る災害対応及び免税軽油の使用に関するWeb調査について【正会員(最終処分業者)】

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。
- 行政機関に廃止届を提出された場合は、廃止届の写しを事務局へ送付ください。

夏季休業(8月8日(土)～8月16日(日))について

お盆の時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも下記のとおり事務所を閉じさせていただきます。

8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16
週休日	休日	閉所日	祝日	閉所日	閉所日	閉所日	週休日	休日

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石 田 謙 治

副委員長 伏 見 典 郎

杉 下 武 夫 中 村 好 江 長谷川 光 彦

濱 岡 直 彦 松 並 壺 成 宮 崎 進

編 集 後 記

最近めっきり涙もろくなったと感じる今日この頃ですが、そんな私の記憶に新しく残っているのがミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックで、フィギュアスケートペアの「りくりゅう」こと三浦璃来&木原龍一選手が見事な逆転劇を演じ、金メダルを獲得した事です。ショートプログラム終了時点では決して有利な状況ではありませんでしたが、最後まで諦めることなく、自分たちの演技を信じて挑み続けた結果が最高の栄冠に繋がりました。その姿に勇気と感動をもらったのは私だけではないと思います。

華やかな舞台での演技の裏には、日々の厳しい練習や数え切れない努力、そして何よりもお互いを信頼し支え合う強い絆を感じます。ペア競技は一人では成り立たず、二人の想いと力が一つになって初めて大きな成果を生み出します。

私たちの業界においても、安全の確保や環境保全への取り組みは、一人だけで完結するものではありません。会員企業がそれぞれ責任を持って行動し、お互いに協力しながら地域社会のために努力を重ねることで、良い環境づくりに繋がっています。

「りくりゅう」の金メダル獲得という快挙は、目標に向かって努力続けることの大切さと、仲間との信頼関係の重要性を改めて教えてくれました。

私自身、父から事業を引き継ぎ代表になって8年が経ちました。経営者としてまだまだ未熟であり、日々多くのことを学ばせていただいています。「りくりゅう」の逆転金メダルを見ると、成功の陰には地道な努力の積み重ねがあることを改めて感じます。

私も仲間の支えに感謝しながら、現状に満足することなく学び続けたいと思います。

記 中村 好江

令和8年7月15日発行

第147号

編集 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
発行

会 長 大 坪 敬 明

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL 〈058〉272-9293 FAX 〈058〉272-6764

<https://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印 刷 西 濃 印 刷 株 式 会 社



協会のシンボルマーク

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

第11回



産業廃棄物処理検定

廃棄物処理法基礎



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てさ丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は

公式テキスト第2版(発行:令和8年4月)の内容を理解しているかを問います。
2026年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に 合格すると...

- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和8年度 「CBT方式の試験」です。

※ CBTとは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験

試験実施期間

※受験日時については、
試験実施期間内で、
受験者が選べます。

第11回 令和8年9月9日(水)～9月30日(水)

申込期間: 令和8年8月6日(木)～8月26日(水)

試験会場

全国約360のテストセンター
にある最寄りの会場から
受験できます。

受験料

9,900円(税込)

全産連 研修会・セミナー

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索



申込方法

インターネット(Web)受付のみ

弊会のホームページ経由等で(株)シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申し込いただけます。

受験資格

どなたでも受験可能

出題形式

CBT方式 60問(択一、選択式)

試験時間

75分

試験結果

即時判定

試験形態

テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間/月～金 9:00～17:00 ●定休日/土日・祝日

2026.03



産廃検定 公式テキスト 第2版発刊!!

産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）は、
この公式テキストに準拠して出題いたします。

廃棄物処理法を学ぼう!

産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎） 公式テキスト

発行日 令和8年4月

○販売価格 1,980 円 / 冊（税込、送料別） ○A5 判 145 頁

○申込方法 全国産業資源循環連合会ホームページ
(<https://www.zensanpairen.or.jp/application/books/>)
からお申込み



目次

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 廃棄物処理法の概要と主な法令改正等の経緯 | (8) 産業廃棄物処理施設 |
| (2) 廃棄物とは | (9) 特例制度 |
| (3) 産業廃棄物の分類 | (10) 廃棄物等の輸出入 |
| (4) 事業者の責務 | (11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度 |
| (5) 産業廃棄物の処理に関する主な基準 | (12) 帳簿 |
| (6) 産業廃棄物処理の委託 | (13) 行政処分・罰則 |
| (7) 産業廃棄物処理業 | (14) 関係法令 |

お問い合わせ
先



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

TEL 03-3224-0811

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり きむら

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会